

## 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大阪府は、駅前広場等における暑熱環境を改善するため、「大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」(以下「条例」という。)に基づく財源(以下「森林環境税」という。)を活用して予算の定めるところにより、次条に規定する暑熱環境改善設備等の整備を行う事業者に対し、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 「暑熱環境改善設備等」とは、次に掲げる設備等をいう。
- 一 地上部緑化(敷地の空地、通路等における高・中・低木、芝生等の植栽等(可動式のものにあっては、容量100リットル以上のものに限る。))
  - 二 建築物緑化(建築物等の外壁、塀等における緑化)
  - 三 日除けの設置(日光の直射を遮る対策)
  - 四 微細ミスト発生器の設置(清浄な水を微細な霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する対策)
  - 五 打ち水ルーバーの設置(ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する対策)
  - 六 遮熱性塗料の塗布・遮熱性フィルムの貼付(日除け等の日射反射率を高める対策)
  - 七 再帰性フィルムの貼付(建物の窓や壁面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、地上の歩行者への反射日射を抑制する対策)
  - 八 保水性ブロックの設置(気化熱を利用して路面等の温度上昇を抑制・冷却する対策)
  - 九 遮熱性舗装の設置(路面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、路面の温度上昇を抑制する対策)
  - 十 その他暑熱環境改善効果のある設備(環境汚染を発生させるおそれのないもの)
- 2 「駅前広場等」とは、次に掲げる場所をいう。
- 一 バス停やタクシー乗り場のある駅前広場
  - 二 駅前広場以外に設置されている単独のバス停
  - 三 駅のプラットホーム等の改札の内側

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助を申請することができる者は、大阪府内の市町村、民間事業者又は複数の民間事業者等により構成される団体(以下「共同団体」という。)とする。

ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助を申請することができない。

なお、共同団体で参加する者にあっては、構成員のうち一部の者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、申請することができない。

- 一 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- 二 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- 三 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者
- 五 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

六 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

(補助対象事業)

- 第 4 条 補助の対象となる事業は、次の各号を全て満たした事業とする。
- 一 事業を実施する場所は、駅前広場等で、暑くても屋外でバス等を待たざるを得ない場所であること。
  - 二 整備する設備等には、都市緑化（地上部緑化、建築物緑化、既存樹木の樹勢回復を含む。）と、その他の暑熱環境改善設備等を 1 設備以上含めること。

ただし、2 者以上の補助対象事業者が、猛暑対策事業の実施計画（以下「共同計画」という。）を共同で作成・共有し、連携して事業に取組む場合は、共同計画の内容が、この号から第五号を満たすことで、それぞれの補助対象者がその各号を満たすものとする。
  - 三 整備する都市緑化は、条例の趣旨に則して、気象緩和など緑の有する公益的機能を維持増進し、暑熱環境の改善に資すること。
  - 四 事業を実施する場所には、日射を防ぐ対策を講じること。

ただし、既存の緑陰や日除けがある場合は、この限りでない。
  - 五 十分な暑熱環境の改善効果が図られるよう、整備する暑熱環境改善設備等が、環境省が策定する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」に記載されている内容に適合していること。
  - 六 事業を実施する場所の景観法第 7 条に規定する景観行政団体が定める景観計画に適合した良好な景観形成に資すること。
  - 七 施設管理者や交通管理者との協議、周辺の店舗等との事前調整、地域の景観への配慮など関係機関等との事前協議・調整が整っている、又は整う見込みであること。
  - 八 整備した暑熱環境改善設備等により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に掲げる耐用年数の期間（以下「耐用年数の期間」という。）、継続して夏の暑熱環境の改善に取り組むこととし、そのために必要な持続的な維持管理・運営の体制が確立されていること。
  - 九 整備する暑熱環境改善設備等に対して適正な金額となっていること。
  - 十 整備する暑熱環境改善設備等は、知事が定める期限までに施工を完了することとし、整備期間・工程が適切なものとなっていること。
  - 十一 森林環境税を財源として整備したことを表示した看板等を設置すること。
  - 十二 整備した暑熱環境改善設備等の供用状況を、耐用年数の期間、各年度の 10 月末までに知事に報告すること。
  - 十三 整備した暑熱環境改善設備等について、整備完了後 1 年目の 10 月末までに次の項目について知事に報告すること。
    - (1) 夏の昼間における暑熱環境改善の定量的な効果
    - (2) 利用者へのアンケート調査の結果
    - (3) 定点での緑視率の測定結果
  - 十四 整備した暑熱環境改善設備等が、より多くの府民や来阪者などに利用されるよう広報を行うなど利用促進策を講じること。
  - 十五 熱中症予防策の普及啓発など、熱中症の発症リスク軽減に向けた補助事業者独自の取組みを実施すること。

(補助対象経費)

- 第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費として別表に掲げるるものとする。

#### (交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 一 総事業費から国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 前号で算出された額と別表に掲げる補助対象経費とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とし、交付額の上限は1,500万円とする。

#### (事業計画等の応募)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる書類を、別に定める募集要領（以下「要領」という。）に示す所定の期日までに提出しなければならない。

一 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業計画書（様式第1号）

二 共同団体で応募する場合

　共同団体届出書（様式第2号）

三 2者以上の補助対象事業者が連携して事業に取り組む場合

　共同計画書（様式第3号）

四 誓約書（様式第4号）

2 知事は、前項の規定による事業計画書等（以下「事業計画書等」という。）の提出受付期間が終了した後、多くの府民や来阪者が駅前広場等での暑熱環境の改善の効果を受益できるよう、駆の乗降人員数等を基本とし、次の各号についても勘案の上、提出された事業計画書等について速やかに審査を行う。その後、当該年度の事業として採択又は不採択を決定し、その結果について事業計画書等を提出した補助対象者に通知するものとする。

一 2025年大阪・関西万博やインバウンドの増加を見据えた来阪者の利用状況

二 暑さの影響を受けやすい高齢者の利用状況 等

3 応募申請書等を提出した補助対象者は、前項に規定する採択の決定の通知を受けた場合に、規則第4条第1項の規定による申請をすることができる。

#### (補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の申請は、次の各号の書類を知事が指定する日までに提出しなければならない。

一 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付申請書（様式第5号）

二 前条に基づき提出した事業計画書（様式第1号）の写し

三 補助金以外の経費負担及び補助事業の効果の概要（様式第6号）

四 導入（予定）施設が自らの所有物であることを確認できる書類（自らが所有する施設ではない場合、導入（予定）施設の所有者に同意を得たことがわかる書類）

五 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

（応募事業者が、市町村の場合は不要）

（1） 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　ただし、大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの

（2） 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

- 六 要件確認申立書（様式第7号）
- 七 暴力団等審査情報（様式第8号）

（補助金の交付の決定）

- 第9条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（事業内容の変更等）

- 第10条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、対象経費の配分において、所要額相互間で、それぞれ20%以内の配分の変更であって、補助金交付額の増がないものとする。
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、第1条の事業趣旨及び第4条の各号に係わらない変更とする。
- 3 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする場合は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第10号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、規則第6条第1項第3号の規定により、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第10号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 知事は前2項の規定により申請のあった当該変更（中止、廃止）承認申請について審査し、その内容を認めるときは、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金変更（中止、廃止）交付決定通知書（様式第11号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付の申請の取下げ）

- 第11条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 知事は、前項による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

- 第12条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第16条及び第17条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から10日以内に返還しなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助事業者は、知事が必要と認めたときには、補助事業の遂行状況について、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 12 条の規定による報告にあたっては、補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、次の各号の書類を知事に提出しなければならない。

- 一 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金実績報告書（様式第 12 号）
- 二 暑熱環境改善設備等の整備状況等報告書（様式第 13 号）
- 三 支出額を確認できる契約書及び支出証拠書類等の写し
- 四 国やその他の団体からの補助金又は寄付金等の収入がある場合は収入額の分かる書類
- 五 事業完了後の補助対象施設及び猛暑対策の概要が確認できるカラー写真（暑熱環境改善設備等の全景、場所）
- 六 暑熱環境改善設備の完成図書の写し

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、規則第 13 条の規定に基づき当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金確定通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 知事は、前条による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受ける場合においては、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金請求書（様式第 15 号）を知事に提出しなければならない。

(供用状況等の報告)

第 17 条 補助事業者は、第 4 条第 1 項第 12 号に定める知事への報告について、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業供用状況等報告書（様式第 16 号）により行わなければならない。

ただし、第 4 条第 1 項第 13 号から 15 号に定める知事への報告を当該補助事業完了の日の属する会計年度の 10 月末日までに実施した場合は、報告期間を当該補助事業完了の日の属する会計年度から耐用年数の期間とすることができる。

- 2 補助事業者は、第 4 条第 1 項第 13 号に定める知事への報告について、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業暑熱環境改善効果等報告書（様式第 17 号）により行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 規則第 19 条第 5 号の知事が定める財産は、取得財産のうち暑熱環境改善設備等とする。

- 2 規則第 19 条ただし書の知事が定める期間（財産処分制限期間）は、耐用年数の期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、処分の前に大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金に係る財産処分申請書（様式第 18 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、取得財産を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額の全部又は一部を、府に納付させことがある。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を補助事業完了後 15 年間保管しなければならない。

(事業等の検査)

第 20 条 知事は、事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(消費税額等の確定)

第 21 条 第 6 条ただし書により補助金の交付を申請した補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業消費税仕入控除税額報告書（様式第 19 号）によりすみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から 10 日以内に返還しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

(要綱の効力)

- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第 9 条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 令和 2 年度の募集要領に基づき選定したものについては、第 8 条の補助金の交付の申請に際し、第 7 条第 2 項の通知の写しをもって第 8 条第 1 項第 2 号の書類を添付したものとみなす。

別表（第5条関係）

1 補助対象区分	2 補助率	3 経費区分	4 細分	5 内容
バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、駅前広場以外に設置されている単独のバス停	補助対象経費の1／1以内	工事費	本工事費 (直接工事費)  (間接工事費)  附帯工事費  機械器具費  測量及び試験費	都市緑化を活用した猛暑対策事業に必要な工事等に要する経費  ※ 法令等により義務付けられた緑化部分の整備に係る費用については対象外とする。  事業を行うために直接必要な材料費、労務費、直接経費  事業を行うための共通仮設費、現場管理費、一般管理費
鉄軌道駅のプラットホーム等の改札の内側	補助対象経費の1／2以内	備品購入費  広報費  専門的知識に係る経費		都市緑化を活用した猛暑対策事業に係る暑熱環境改善設備等購入費  都市緑化を活用した猛暑対策事業の広報に必要な備品や消耗品購入費、印刷費等  都市緑化を活用した猛暑対策事業の際の有識者等からの意見聴取、専門業者へのデザイン委託等に必要な経費

様式第1号（第7条関係）

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業計画書

1 補助対象者の概要

所在地	〒 -
名称	
代表者職・氏名	
連絡先	担当者：職名 氏名
	TEL :
	FAX :
	E-Mail :

2 事業の概要

事業名称 (駅名、バス停名)	都市緑化を活用した猛暑対策事業 (駅名又はバス停名)
事業の概要	<input type="checkbox"/> 「猛暑対策事業」を実施する場所や暑熱環境改善設備等の種類など記載してください。

※以下に掲げる図面を添付してください。

- ①計画している「猛暑対策事業」の概要がわかる図面  
(看板等の設置箇所を記してください)
- ②整備する都市緑化及び暑熱環境改善設備について、規模、仕様、色彩、意匠がわかる図面（平面図、立面図）
- ③整備後のイメージ図（例：事業実施箇所の写真に、整備する暑熱環境改善設備等を合成したもの）

### 3 事業実施場所の現状について

#### (1) 利用状況

① 日当りの利用人数

(駅前広場の場合) 駅の日当り乗降人員数（出典）

(単独のバス停の場合) バス停の日当り乗車人員数（出典）

※必ず記載してください。

② インバウンドの利用状況

利用割合が顕著であるなど、特に「猛暑対策事業」を実施する緊急性や必要性について、記載してください。

③ 暑さの影響を受けやすい高齢者等の利用状況（単独のバス停の場合）

利用者数が多いなど、特に「猛暑対策事業」を実施する緊急性や必要性について、記載してください。

※②、③について該当がある場合は、必ず記載してください

(2) 暑熱環境

○夏季日中など、多くの人が猛暑の中で待つ状況における日当たりや風通しの状況など、事業実施場所の暑熱環境について記載してください。

※記載内容の説明に必要となる現場の図面や写真を添付してください。

#### 4 申請事業の内容

##### (1) 都市緑化について

- ①どのような都市緑化を行うのか、具体的な内容（植栽の位置、緑化面積、樹種、樹高等）を記載してください。

※記載内容の説明に必要となる現場の図面（写真の撮影場所を記載）や写真を添付してください。

写真は、猛暑対策事業の実施前後における緑視率の変化を把握できるよう猛暑対策事業で整備する予定の都市緑化や暑熱環境改善設備が全て含まれるように撮影してください。

②都市緑化により、事業実施場所の暑熱環境がどのように改善されるか、その効果や改善される範囲などについて具体的に記載してください。

※記載内容の説明に必要となる現場の図面や写真を添付してください。

(2) 日射を防ぐ対策について

○事業実施場所への日射を、緑陰の形成や日除けの設置、既設施設の活用などにより、どのように防ぐのか、記載してください。

※記載内容の説明に必要となる現場の図面や写真を添付してください。

(3) 暑熱環境改善設備の導入について

○以下の暑熱環境改善設備から「都市緑化を活用した猛暑対策事業」により整備するものを選択し、具体的な取組を記載してください。（用語については応募要領を参照してください。）

- |  |               |              |
|--|---------------|--------------|
| 1 日除けの設置                               | 2 微細ミスト発生器の設置 | 3 打ち水ルーバーの設置 |
| 4 遮熱性塗料の塗布・遮熱性フィルムの貼付                  | 5 再帰性フィルムの貼付  |              |
| 6 保水性ブロックの設置                           | 7 遮熱性舗装の設置    |              |
| 8 その他暑熱環境改善効果のある設備（環境汚染を発生させるおそれのないもの） |               |              |

設備① 番号（　　） 設備名（　　　　　　） 新規・既設の別（新規・既設）

施工数量・規模（　　　　　　）

設備② 番号（　　） 設備名（　　　　　　） 新規・既設の別（新規・既設）

施工数量・規模（　　　　　　）

設備③ 番号（　　） 設備名（　　　　　　） 新規・既設の別（新規・既設）

施工数量・規模（　　　　　　）

4 設備以上整備する場合は、以下に、記載欄を追加してください。

※使用する設備、塗料等のカタログ、図面、仕様等の資料を添付してください。

(4) 場所の特性と対策技術の適合性について

○効果的な対策とするため、補助対象設備の整備にあたって、環境条件として日射環境と風環境、立地条件として水や電気の利用可能性について、以下の「場所の特性と対策技術との整合性」（「まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂版」（平成30年3月 環境省）に示す整合性が確保されているか、導入する補助対象設備毎に記載してください。

表 4.1 場所の特性と対策技術との適合性<sup>※1</sup>

			日射環境		風環境		水の利用		電気利用		
			日向	日陰	強風	弱風	上水	地下水	不可	系統電力	不可
 <b>日射の低減</b>	緑陰	樹木	◎	×	-	-	○	○	△	-	○
		パーゴラ（藤棚）	◎	×	-	-	○	○	△	-	○
	人工日除け	壁付け型	◎	×	△ <sup>※4</sup>	-	-	-	○	-	△
		自立固定式	◎	×	△ <sup>※4</sup>	-	-	-	○	-	△
		自立可搬式	◎	×	△ <sup>※4</sup>	-	-	-	○	-	△
 <b>地表面の高温化抑制・冷却</b>	窓面等の再帰反射化		◎	△	-	-	-	-	○	-	○
	地表面等の保水化		○ <sup>※2</sup>	◎ <sup>※3</sup>	-	-	○	○	△	-	○
	地表面等の遮熱化		△	×	-	-	-	-	○	-	○
 <b>壁面等の高温化抑制・冷却</b>	地表面等の緑化		○	△	-	-	○	○	△	-	○
	壁面等の緑化		○ <sup>※2</sup>	△	-	-	○	○	×	-	○
	冷却ルーバー等		○ <sup>※2</sup>	◎	×	◎	○	○	×	-	○
 <b>空気・からだの冷却</b>	微細ミスト		○ <sup>※2</sup>	◎	×	○	◎	-	×	○	△ <sup>※5</sup>
	送風ファン付き微細ミスト		○ <sup>※2</sup>	◎	△	○	○	-	×	○	△ <sup>※5</sup>
	送風ファン		○ <sup>※2</sup>	◎	△	○	-	-	○	○	△ <sup>※5</sup>
	冷却ベンチ		△ <sup>※2</sup>	◎	-	-	△	◎	△	○	△ <sup>※5</sup>

※ 1 ◎ : 非常に適している ○ : 適している △ : 製品・工法によっては適している

(5) 設置時・運用時の留意事項の確認について

○効果的な対策とするため、補助対象設備等の整備にあたって、以下の「設置時・運用時の留意事項」(「まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂版」(平成30年3月 環境省))に適切に対応しているか、導入する補助対象設備毎に記載してください。

表 4.2 設置時・運用時の留意事項

			設置場所、設置向き等	水の利用等
3.3 日射の低減	3.3 日射の低減	緑陰	樹木	-
			パーゴラ（藤棚）	-
		人	壁付け型	・風通しを阻害するように設置すると、体感温度の改善効果が低減するため留意すること
		工	自立固定式	-
		日	自立可搬式	・壁付け型オーニング等は強風時に破損する恐れがあるため、管理体制に留意すること ・方位特性を有するフракタル形状の日除けの場合、設置方位に留意すること
		除け	窓面等の再帰反射化	-
			地表面等の保水化	-
3.4 地表面の高温化抑制・冷却	3.4 地表面の高温化抑制・冷却	地表面等の遮熱化	地表面等の遮熱化	・歩行者等が路面からの反射日射を受けないように留意すること
			地表面等の緑化	-
		壁面等の緑化	壁面等の緑化	-
			冷却ルーバー等	・冷却ルーバーを設置する場合、風通しを阻害するように設置すると、体感温度の改善効果が低減するため留意すること
3.5 空気・からだの冷却	3.5 空気・からだの冷却	微細ミスト	微細ミスト	・冷却ルーバーを設置する場合、強風時に水滴が飛散するため、ルーバー前面に植栽を配置することで風速を低減させるなどの対策に留意すること
			送風ファン付き微細ミスト	・商業街路等で実施する場合、店舗の商品等によってはわずかな漏れも適さない場合があるため、噴霧場所に留意すること ・水源の選定やタンク・ホースの水抜きや適切な維持管理により、微細ミストの水質の安全性の確保に留意すること
		送風ファン	送風ファン	-
			冷却ベンチ	・ベンチの表面温度を下げ過ぎると、ベンチ表面に結露が発生することに留意すること

(6) 景観計画について

○補助対象設備について、整備する対象箇所の景観行政団体（景観法第7条）が定める景観計画に適合しているか、記載してください。

※記載内容の説明に必要となる現場の図面や写真を添付してください。

(7) 関係機関等との事前協議・調整について

①補助対象設備の整備にあたって施設管理者(市町村等)や交通管理者(警察)などの許認可等が必要な場合、事前の協議が整い、その許認可等を取得できる見込みがあるか、記載してください。

②補助対象設備が建築基準法上の建築物に該当する場合、建築確認申請について確認済証の交付を受けている、又は確認済証の交付を受けられる見込みがあるか、記載してください。

③補助対象設備の整備について、周辺の店舗や地域住民など関係者との事前協議が整っているか、又は整う見込みがあるが、記載してください。

(8) 維持管理・運営体制

○継続的な維持管理・運営を行うために、どのような体制が確立されているか、記載してください。

(9) 暑熱環境改善設備等の利用促進について

○整備する補助対象設備等が、より多くの府民や来阪者などに利用されるよう、どのような利用促進策を講じるのか、記載してください。

(10) 热中症の発症リスク軽減に向けた独自の取組みの実施について

○热中症の発症リスク軽減に向けて、热中症予防策の啓発など、独自に、どのような取組みを実施していくのか、記載してください。

5 暑熱環境改善設備等の整備期間・工程

時期（年・月）	実施内容

(ア) 総事業費	(イ) 国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入額	(ウ) 差引額 (ア) - (イ)	(エ) 補助対象経費 支出見込額	(オ) 選定額 (ウ) と(エ)を比較して少ない額	(カ) 補助金所要額 (オ) × 別表で定める補助率 ※上限1,500万円

## 補助対象経費の内訳

対象経費	金額	積算内訳
工事費		
備品購入費		
広報費		
使用料及び賃借料		
専門的知識に係る経費		
事業費 合計	(うち、付帯設備にかかる経費)	—

様式第2号（第7条関係）

共同団体届出書

代表構成員	
大阪府知事 様 『大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業』に係る応募について、下記の者と共同で参加します。 なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する応募及び事業実施に係る一切の責任を負うものとします。	
所在地	
名 称	
代表者職・氏名	印
構成員1	
大阪府知事 様 『大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業』に係る応募について、本届出書記載のとおり共同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。	
所在地	
名 称	
代表者職・氏名	印
構成員2	
大阪府知事 様 『大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業』に係る応募について、本届出書記載のとおり共同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。	
所在地	
名 称	
代表者職・氏名	印
4 構成員以上となる場合は、記載欄を追加してください。	

様式第3号（第7条関係）

共同計画書

事業実施場所（ ）

事業概要図

※事業実施場所において、補助対象事業者ごとの役割分担や暑熱環境改善設備等の配置などが分かるように記載してください。

役割分担

	内容	補助対象事業者
緑化の実施		
暑熱環境改善設備の設置		

※補助対象事業者ごとの役割分担が分かるよう記載してください。

大阪府知事様

以下の者は、令和 年度の大阪府「都市緑化を活用した猛暑対策事業」に応募するにあたり、上記のとおり連携して猛暑対策事業に取り組みます。

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者職・氏名

印

所在地

名称

代表者職・氏名

印

所在地

名称

代表者職・氏名

印

様式第4号（第7条関係）

誓 約 書

令和 年度大阪府「都市緑化を活用した猛暑対策事業」に係る同補助金交付要綱第3条に規定する  
補助対象事業者の欠格要件のすべてに該当していないことを申告します。

欠格要件に該当していることが判明したときは、応募内容が失格となつても、異議を申し立てません。

大 阪 府 知 事 様

年 月 日

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

（共同団体の場合は、代表構成員が提出すること。）

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

大阪府知事様

郵便番号  
住所  
団体又は法人に  
あっては所在地  
（申請者）  
（フリガナ）  
氏名  
団体又は法人にあって  
は名称及び代表者  
（印）

### 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付申請書

令和 年度大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり  
申請します。

記

#### 1 極端な暑さによる熱中症対策事業の目的及び内容

様式第1号の事業計画書のとおり

#### 2 極端な暑さによる熱中症対策事業の開始及び完了予定日

様式第1号の事業計画書のとおり

#### 3 極端な暑さによる熱中症対策事業補助金交付申請額

金 円

#### 4 添付書類

- (1) 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業計画書（様式第1号）
- (2) 補助金以外の経費負担及び補助事業の効果の概要（様式第6号）
- (3) 納税証明書（未納がないことの証明）
- (4) 要件確認申立書（様式第7号）
- (5) 暴力団等審査情報（様式第8号）

様式第6号（第8条関係）

補助金以外の経費負担及び補助事業の効果の概要

補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分に関する事項	負担者	
	負担額	円
	負担方法	
補助事業の目的		
補助事業の概要	様式第1号のとおり	
補助事業の効果		
(その他知事が必要と認める事項)		

要件確認申立書

大阪府知事様

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第三号の規定に基づき、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、私（当団体）は、規則第2条第二号イ～ハまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第2条第二号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関する調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第四号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

様式第8号（第8条関係）

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。

（読み仮名）（ ）

補助事業者氏名：

生年月日： 年 月 日

住所：

《法人の場合：役員情報》

（読み仮名）（ ）

役員等氏名：

生年月日： 年 月 日

住所：

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

様式第9号（第9条関係）

大阪府指令 第 号

住 所（所在地）

氏 名（法人名）

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け【番号】で申請のあった大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金は、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

令和 年 月 日

大阪府知事 氏 名

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。

3 補助金の交付条件

(1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合

イ 補助事業の内容の変更をする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第10号（第10条関係）

令和　年　月　日

大 阪 府 知 事 様

郵便番号

住 所

団体又は法人に  
あっては所在地

(補助事業者)

(フリガナ)

氏 名

団体又は法人にあって  
は名称及び代表者

印

### 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書

令和　年　月　日付け【番号】により交付決定を受けた補助事業について、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

#### 1 変更（中止、廃止）の内容

#### 2 変更（中止、廃止）の理由

#### 3 補助金変更交付申請額

(1) 変更前の交付申請額	金	円
(2) 変更後の交付申請額	金	円
(3) 追加（減額）交付申請額	金	円

#### 4. 添付書類

- ・変更（中止、廃止）後の内容を確認するための資料

※ 第8条に掲げる書類のうち、当該変更等に関する資料を添付すること。

なお、変更内容が対比できるよう新旧対照表を作成し、併せて添付すること。

様式第11号（第10条関係）  
大阪府指令 第 号

住 所（所在地）  
氏 名（法人名）

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金変更（中止、廃止）交付決定通知書

令和 年 月 日付け【番号】で申請のあった大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業  
補助金の $\left\{ \begin{array}{l} \text{補助事業の内容の変更} \\ \text{補助事業の中止} \\ \text{補助事業の廃止} \end{array} \right\}$ について、（下記のとおり・別紙の条件を付けて）承認します。

令和 年 月 日

大阪府知事 氏 名

$\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 変更後の交付決定額 金 円} \\ 2 \text{ 条件} \\ (1) \\ (2) \end{array} \right\}$

様式第12号（第14条関係）

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

郵便番号

住 所

団体又は法人に  
あっては所在地

(補助事業者)

(フリガナ)

氏 名

団体又は法人にあって  
は名称及び代表者

印

### 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金実績報告書

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1 事業完了日 令和 年 月 日

2 補助金実績報告額 金 円

#### 3 添付書類

- (1) 猛暑対策事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。
- (2) 整備完了後の猛暑対策事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。
- (3) 整備完了後の猛暑対策事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。
- (4) 整備完了後の猛暑対策事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。
- (5) 整備完了後の猛暑対策事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

様式第13号（第14条関係）

暑熱環境改善設備等の整備状況等報告書

1 暑熱環境改善設備等の整備状況

(1) 整備した暑熱環境改善設備等について

※整備した設備、塗料等のカタログ、図面、仕様等の資料を添付してください。

---

(ア) 総事業費	(イ) 国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入額	(ウ) 差引額 (ア) - (イ)	(エ) 補助対象経費 実支出額	(オ) 選定額 (ウ) と(エ)を比較して少ない額	(カ) 補助金所要額 (オ) × 別表で定める補助率 ※上限1,500万円	(キ) 補助金交付決定額 (カ) - (キ)

## 3 構成費の内訳

構成費	金額	積算内訳
工事費		
備品購入費		
広報費		
使用料及び賃借料		
専門的知識に係る経費		
事業費 合計	(うち、付帯設備にかかる経費)	—

様式第14号（第15条関係）

大阪府指令 第 号

住 所（所在地）  
氏 名（法人名）

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付の決定をした大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金の額は、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、金 円に確定します。

令和 年 月 日

大阪府知事 氏 名

様式第15号（第16条関係）

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

郵便番号

住 所

団体又は法人に  
あっては所在地

(補助事業者)

(フリガナ)

氏 名

団体又は法人にあって  
は名称及び代表者

印

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金請求書

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり、  
請求します。

記

1 請 求 額 金 円

(令和 年 月 日大阪府指令 第 号に基づく補助金)

2 補助金振込先

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名及び店名	
預金の種類	
口座番号	

様式第16号（第17条関係）

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

郵便番号

住 所

団体又は法人に  
あっては所在地

(補助事業者) (フリガナ)

氏 名

印

団体又は法人にあって  
は名称及び代表者

### 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業供用状況等報告書

令和 年度大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業に係る令和 年度の供用状況等について、下記のとおり報告します。

記

#### 1 事業名称

#### 2 暑熱環境改善設備等の供用状況について

※ 暑熱環境改善設備等の供用状況が分かる資料や写真等を添付してください。

様式第17号（第17条関係）

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

郵便番号

住 所

団体又は法人に  
あっては所在地

（補助事業者）（フリガナ）

氏 名

印

団体又は法人にあって  
は名称及び代表者

## 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業暑熱環境改善効果等報告書

令和 年度大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業に係る暑熱環境改善効果等について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名称

2 夏の昼間における暑熱環境改善の定量的な効果

3 利用者へのアンケート調査の結果

4 定点での緑視率の測定結果

5 整備した暑熱環境改善設備の利用促進策

※ 利用促進策の実施状況が分かる資料や写真等を添付してください。

6 热中症発症リスク軽減に向けた独自の取組み

※ 独自の取組みの実施状況が分かるような資料や写真等を添付してください。

様式第18号（第18条関係）

令和 年 月 日

大阪府知事様

郵便番号

住所

団体又は法人に  
あっては所在地

(補助事業者)

(フリガナ)

氏名

印

団体又は法人にあって  
は名称及び代表者

### 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金に係る財産処分申請書

令和 年度大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金により取得した下記の財産  
を処分したいので、同補助金交付要綱第18条第3項の規定により申請します。

記

- 1 財産処分する暑熱環境改善設備等及び周知・啓発物品
- 2 財産処分の内容
- 3 財産処分の理由
- 4 財産処分予定年月日

様式第19号（第21条関係）

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

郵便番号

住 所

団体又は法人に  
あっては所在地

(補助事業者)

(フリガナ)

氏 名

団体又は法人にあって  
は名称及び代表者

印

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

1 補助金の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有・無

（以下は、2で「有」の場合のみ記載してください）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税・簡易課税  
（以下は、3で「一般課税」の場合のみ記載してください）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

（注1）消費税の確定申告を行い、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は必ず報告書を提出してください。

（注2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）と課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）を添付してください。

（注3）補助金の返還がある場合は別紙も添付してください。

別紙（返還がある場合）

積算内訳報告書

1 事業名称

2 事業実施場所

3 補助金確定額

4 概要

(1) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳

区分 経費の内訳	課税仕入			非課税仕入 (人件費等)	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
計	円	円	円	円	円

(2) 課税売上割合

(3) 支出のうち課税仕入れの占める割合

(4) 仕入控除税額